平成２５年（フ）第８号
岩手県北上市九年橋３丁目13番37号　プリティオイカワ105号、前住所岩手県北上市青柳町１丁目７番17号
債務者　柴田　啓子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１６６０号
埼玉県川口市大字安行原924番地の２、旧住所埼玉県川口市大字安行原923番地の５　ピアットコリーヌ102
債務者　塚越　美和（旧姓花牟礼）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８３号
さいたま市桜区西堀８丁目20番25号　センチュリー西堀305
債務者　佐々木智明
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
埼玉県加須市柳生2062番地３　ローズガーデン201号
債務者　奈良　幸枝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
埼玉県加須市礼羽335番地１
債務者　福満　　通
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
埼玉県加須市礼羽335番地１
債務者　福満　秀美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
埼玉県新座市西堀２丁目12番３号
債務者　清水　治彦
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
埼玉県上尾市本町４丁目11番１―101号　根貝戸団地
債務者　丸山　忠宏
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６８号
埼玉県日高市武蔵台１丁目19番27号
債務者　芹澤　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９号
埼玉県川越市菅原町２番地４　大森ハイム111号室
債務者　江澤　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目191番地の１杉浦荘126
債務者　山嵜　勝美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目724番地の２ウッディハイツＢ―102、前住所東京都板橋区清水町23番７号　ティエラアウリット301
債務者　西川　和久
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　５―402
債務者　飯田　久雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　５―402
債務者　飯田　康子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目３番地３　ハイツ１―202、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保541番地11　ハイホームみずほ台607号
債務者　浅田　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３９号
埼玉県富士見市上沢２丁目６番15号
債務者　松永　頼幸
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６７１号
北海道江別市東野幌本町16番地の13
債務者　遠藤　千世
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部